

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差し止め等請求事件

原告 長谷川 照外

被告 国、九州電力株式会社

## 意見陳述書

2014（平成26）年10月10日

佐賀地方裁判所 御中

原告 杉原 洋

### 1 私がこの目で見た「原発がつくる犠牲のシステム」

私は、鹿児島市に本社を置く南日本新聞社の記者を37年間務め、2008年からは鹿児島大学法文学部でジャーナリズム論などを教えています。現在、市民団体「反原発・かごしまネット」の事務局長であり、川内原発の運転差し止めを求める九州川内訴訟の原告の1人でもあります。

南日本新聞の記者時代には、1979年から2年間、薩摩川内支社に勤務した経験があります。当時、川内原発1号機の建設が始まっていましたが、79年3月にスリーマイル原発事故が起き、建設工事も一時停滞、原発設置手続きも「第2次公開ヒアリング実施」が義務づけられるなど、制度が改められた時期でした。市を2分する賛否の中で、私は取材を進めました。そのとき感じたのは、原子力災害の危険性を抱える原発を過疎地に押し付け、発電した電力は人口密集地の都会が使うという構造のおかしさです。また電源3法に基づく交付金制度が、財政力の脆弱な自治体を原発依存自治体に作りあげる構造のおかしさも感じました。これらは地方に犠牲を押し付ける差別的な仕組みです。しかも事故が起きても電力会社は責任を取ろうとしません。まさに原発がつくる「犠牲のシステム」です。

### 2 鹿児島でも明らかとなった世論の変化

裁判官もご承知の通り、政府・電力企業は、日本の全原発48基が停止して

いる中で、最初に川内原発を再稼働させようとしています。知事や地元市長が再稼働に積極的であり、再稼働への抵抗がほとんどないと考えたのかもしれませんが。

しかし、福島第一原発の大事故のあと、日本人の原発に対する見方は、明らかに変わり始めています。鹿児島県でも同じです。事故翌年の2012年の県知事選挙では、脱原発を掲げた新人が立候補し、20万票を超える得票でした。一方で、当選した現職知事は40万票に届かず、得票率もその前の選挙の72%から66%へ大幅に減らしました。自治省官僚が知事に横滑りすることが繰り返されてきた鹿児島では極めて異例のことです。

今年になってからは「再稼働ノー」の声が広がり始めています。原発の足元である薩摩川内市では、市民団体が6月に公表した市民アンケートで、再稼働反対が85%、賛成7%と圧倒的な差がつきました。薩摩川内市では、親戚に九電関連企業に働く人がいたり、ホテル業界やタクシー業界などを中心に「原発がなければ町が廃れる」という主張があるため、原発問題を表立って話題にすることが憚られてきましたが、このアンケートは、市民の本音が現れてきたことを示すものです。

同じ薩摩川内市では8月に、原発から12キロに位置する山之口自治会が「納得のいく避難計画完成なしに再稼働に同意するな」との陳情を、市長と市議会議長に提出しました。自治会は町内会にあたる組織で、そこがまとまって声を上げたのは初めてのことです。

薩摩川内市の南隣のいちき串木野市では、人口約3万人の半分以上の1万5464人が、「避難計画がない中での再稼働反対」に署名しました。いちき串木野市は、万一の事故の場合、市民全員が避難対象になりますが、市民の不安・不信が根強いことがはっきりしました。

いちき串木野市議会と、さらに南隣の日置市議会は9月30日、いずれも「再稼働に必要な地元同意の対象範囲に自分の市を加えるよう求める」という趣旨の意見書を可決しました。県知事は「「地元」とは薩摩川内市と鹿児島県だけだ」と繰り返していますが、それへの不満が現れたと言えます。

薩摩川内市の東隣の始良市は、原発から30キロ圏の区域を抱えており、市

議会が7月に「川内原発の再稼働反対」にとどまらず、「廃炉を求める」という意見書を採択しました。市議会議長は新聞のインタビューで「たとえ原発の新しい安全神話を語られても、福島第1原発事故の状況を見た後では信じられない。国への不信感が今回の意見書の可決につながった」と話しています。

南日本新聞の県民世論調査では、「再稼働反対・どちらかといえば反対」が59.5%で、「賛成・どちらかといえば賛成」の36.8%を大きく上回りました。

このように一度は原発を受け入れた地域の深部から、世論の変化が起きています。住民が「原発の犠牲システム」のおかしさに気づき始めているからです。これが再稼働反対の世論の実態なのです。

### 3 避難計画を審査対象としないのは住民の人権侵害である

国の「安全・安心」強調とうらはらに、私たちが不信を抱く大きな理由は、避難計画が本当に機能するとは到底思えないからです。これは川内原発でも玄海原発でも同じです。

川内原発で万一の事故の場合、避難先は多くの場合、南または南東の自治体選ばれています。しかし川内原発では北西または北風が優勢です。つまり、放射能が拡散する風下の方向に避難するということになっています。とんでもないことです。

また、原発事故につながるような大地震、津波などの大災害が起きれば、道路の破壊、冠水や崖崩れの可能性もあります。しかし、避難計画は、これらの複合災害を考えた計画にはなっておらず、例えば、津波ハザードマップでは浸水の危険地区になっている場所に原発事故の避難所が予定されていたりします。

さらにひどいのは1人では避難できない人たちです。病院や社会福祉施設にいる人々は、寝たきりのまま車に乗る特別の車両が必要ですし、介護・看護する付き添いの人が一緒になければ避難は無理です。避難先も元の病院や施設と同等の設備が整っていなければなりません。本来、この人々は最優先で避難する必要がありますが、計画は全く不十分です。鹿児島県知事にいたっては、10キロから30キロ圏の要援護者の避難計画について、「空想的なものは作れ

るが、作っても機能しない」と驚くべき発言をしました。これらの人々を切り捨てるのと同じで、県民の生命・財産を守る責務を放棄するものです。まさに人権無視です。

避難計画にはこのように深刻な問題点がたくさんありますが、原子力規制委員会は、避難計画が実効的かどうかを審査の対象としていません。しかし、国際的には、原発の安全対策は5層の多重防護が求められます。5層目が防災で、「妥当で実行可能な緊急時の避難計画」が策定されなければ原発の稼働は認められません。規制委員会の審査は国際水準を満たしていません。国民の命と暮らしを守ることを前提としないような審査で原発再稼働を認めようというのが、現在の日本政府の態度です。これは明らかに間違いです。

#### 4 九州全体が被害地域であること

大飯原発に関する福井地裁判決は、「原発から250キロ圏内に居住する者は…原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められる」と判断しました。250キロという範囲は、福島原発事故の際、原子力委員会委員長がそこに住む住民に避難を勧告する可能性を検討した範囲でもあります。

私は川内原発から約50キロで暮らし、玄海原発から250キロ以内にも住んでいます。いずれの原発で万一の事故があっても、原発災害の避難民にならざるを得ないでしょう。そんなことはまっぴらです。原発がなければ原発災害は起こらないのです。避難する必要もないのです。玄海原発、川内原発から250キロというのは、九州の大部分が範囲に入ります。要するに、万一の場合、九州全体が被害地域になります。だからこそ、私は川内訴訟の原告でもあり、玄海訴訟の原告となりました。

私は、私自身や家族の命を守るためにも、玄海原発の運転差し止めの判決を求めます。

以 上